

# 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案要綱

## 第一 総則

### 一 趣旨

譲渡担保契約及び所有権留保契約の効力、譲渡担保権及び留保所有権の実行、破産手続におけるこれらの権利の取扱い等については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによるものとすること。（第一条関係）

### 二 定義

この法律において、次の1から20までに掲げる用語の意義は、当該1から20までに定めるところによるものとすること。（第二条関係）

1 譲渡担保契約 金銭債務を担保するため、債務者又は第三者が動産、債権（民法第二編第一章第四節の規定により譲渡されるものに限る。以下この二並びに第二の一<sup>(1)</sup>及び4<sup>(1)</sup>において同じ。）その他の財産（次に掲げるものを除く。）を債権者に譲渡することを内容とする契約（<sup>(1)</sup>に掲げるものを除く。）をいう。

(一) 抵当権の目的ととどめることができる財産（次に掲げるものを除く。）

(1) 農業動産信用法第二条第一項に規定する農業用動産

(2) 道路運送車両法による登録を受けた自動車

(二) 特許権、実用新案権、意匠権及びこれらの実施権、商標権及びその使用権、育成者権及びその利用権、特許、実用新案登録又は意匠登録を受ける権利、商標登録出願により生じた権利並びに防護標章登録に基づく権利

2 譲渡担保財産 譲渡担保契約の目的である財産をいう。

3 譲渡担保権 譲渡担保財産の譲渡を受ける者が譲渡担保契約に基づいて譲渡担保財産について取得する権利をいう。

4 譲渡担保権者 譲渡担保権を有する者をいう。

5 譲渡担保権設定者 譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保財産を譲渡する者（その者が譲渡担保財産について有する権利を他の者に譲渡した場合にあつては、その権利を現に有する者）をいう。

6 動産譲渡担保契約 譲渡担保契約のうち、動産を目的とするものをいう。

7 謲渡担保動産 動産謲渡担保契約の目的である動産をいう。

8 動産謲渡担保権 謲渡担保動産の謲渡を受ける者が動産謲渡担保契約に基づいて謲渡担保動産について取得する権利をいう。

9 動産謲渡担保権者 動産謲渡担保権を有する者をいう。

10 動産謲渡担保権設定者 動産謲渡担保契約の当事者のうち謲渡担保動産を謲渡する者（その者が謲渡担保動産について有する権利を他の者に謲渡した場合にあつては、その権利を現に有する者）をいう。

11 債権謲渡担保契約 謲渡担保契約のうち、債権を目的とするものをいう。

12 謲渡担保債権 債権謲渡担保契約の目的である債権をいう。

13 債権謲渡担保権 謲渡担保債権の謲渡を受ける者が債権謲渡担保契約に基づいて謲渡担保債権について取得する権利をいう。

14 債権謲渡担保権者 債権謲渡担保権を有する者をいう。

15 債権謲渡担保権設定者 債権謲渡担保契約の当事者のうち謲渡担保債権を謲渡する者（その者が謲

渡担保債権について有する権利を他の者に譲渡した場合にあつては、その権利を現に有する者）をいう。

16 所有権留保契約 次に掲げる契約をいう。

(一) 動産（抵当権の目的とできるもの（1）（1）及び（2）に掲げるものを除く。）を除く。以下同じ。）の所有権を移転することを内容とする売買その他の契約（二）において「売買契約等」という。）であつて、当該動産の代金の支払債務その他の金銭債務を担保するため、その金銭債務の全部の履行がされるまでの間は、当該動産の所有権を当該動産の所有権を移転すべき者に留保する旨の定めのあるもの

(二) 売買契約等の当事者のうち当該売買契約等の目的である動産の所有権の移転を受けるべき者が、第三者に対し、当該動産の所有権を移転すべき者に対する当該動産の代金その他の金銭の支払を委託し、当該者が、その支払を受けたときに、当該金銭の償還債務その他の金銭債務の担保として、当該第三者に当該動産の所有権を取得させることを約する契約であつて、その金銭債務の全部の履行がされるまでの間は、当該動産の所有権を当該第三者に留保する旨の定めのあるもの

17 所有権留保動産 所有権留保契約の目的である動産をいう。

18 留保所有権 所有権留保動産の所有権を留保する者が所有権留保契約に基づいて所有権留保動産について有する権利をいう。

19 留保売主等 留保所有権を有する者をいう。

20 留保買主等 所有権留保契約の当事者のうち、被担保債権に係る債務の全部の履行がされた場合に所有権留保動産の所有権の移転を受ける者（その者が所有権留保動産について有する権利を他の者に譲渡した場合にあつては、その権利を現に有する者）をいう。

## 第二 謙渡担保契約

### 一 謙渡担保契約の効力

#### 1 総則

##### (一) 通則

###### (1) 謙渡担保権の内容

謙渡担保権者は、謙渡担保財産について、他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権

利を有するものとすること。 (第三条関係)

(2) 譲渡担保権の被担保債権の範囲

譲渡担保権は、元本、利息、違約金、譲渡担保権の実行の費用及び債務の不履行によつて生じた損害の賠償を担保するものとすること。ただし、譲渡担保契約に別段の定めがあるときは、この限りでないものとすること。 (第四条関係)

(3) 譲渡担保権者による譲渡担保財産の譲渡

譲渡担保権者は、二の規定による実行手続によらなければ、譲渡担保財産を譲渡することができないものとすること。 (第五条関係)

(4) 譲渡担保権設定者の処分権限

譲渡担保権設定者は、その有する譲渡担保財産についての権利を第三者に譲渡することができるものとすること。 (第六条関係)

(5) 同一の譲渡担保財産についての重複する譲渡担保契約

譲渡担保財産は、重ねて譲渡担保契約の目的とができるものとすること。 (第七条関

係)

(6) 謙渡担保権の不可分性

謙渡担保権者は、被担保債権の全部の弁済を受けるまでは、謙渡担保財産の全部について、謙渡担保権を行使することができるものとすること。 (第八条関係)

(7) 物上代位

イ 謙渡担保権は、謙渡担保財産の売却、賃貸、滅失又は損傷によつて謙渡担保権設定者が受けるべき金錢その他の物に対しても、行使することができるものとすること。この場合においては、謙渡担保権者は、その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならないものとすること。 (第九条第一項関係)

ロ イ前段の規定に基づいて謙渡担保権者が行使する権利は、その金錢その他の物の払渡し又は引渡しを目的とする債権を目的とする質権又は謙渡担保権であつて、イ後段の規定による差押えの後に对抗要件を備えたものに優先するものとすること。 (第九条第二項関係)

ハ 謙渡担保権の目的である財産についてその謙渡担保権に劣後する先取特権、質権又は他の謙

渡担保権を有する者（以下このハにおいて「劣後担保権者」という。）は、その順位により、譲渡担保権設定者が支払を受けるべき清算金等に対しても、その権利を行使することができるものとすること。この場合においては、劣後担保権者は、その払渡しの前に差押えをしなければならないものとすること。（第九条第三項関係）

(8) 物上保証人の求償権

他人の債務を担保するため譲渡担保契約を締結した譲渡担保権設定者は、その債務を弁済し、又は譲渡担保権の実行によつて譲渡担保財産を失つたときは、民法に規定する保証債務に関する規定に従い、債務者に対して求償権を有するものとすること。（第十条関係）

(9) 民法の規定の適用除外等

イ 民法第四百九十六条第一項の規定は、供託によつて譲渡担保権が消滅した場合には、適用しないものとすること。（第十一条第一項関係）

ロ 譲渡担保権は、質権とみなして、民法第五百十八条の規定を適用するものとすること。（第

十一条第二項関係）

(10) 仮登記担保契約に関する法律の規定の適用

譲渡担保権は、質権とみなして、仮登記担保契約に関する法律の規定を適用するものとすると。(第十二条関係)

(二) 根譲渡担保契約の効力

(1) 不特定の債権を担保するための譲渡担保契約

譲渡担保契約は、債務者との間に生ずる一定の範囲に属する不特定の債権を担保するためにも締結することができるものとすること。(第十三条関係)

(2) 根譲渡担保権の被担保債権の範囲

根譲渡担保権者は、確定した元本、利息、違約金、根譲渡担保権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償の全部について、その根譲渡担保権を行使することができるものとすること。ただし、根譲渡担保契約において極度額の定めがあるときは、当該極度額を限度とするものとすること。(第十四条関係)

(3) 根譲渡担保権の被担保債権の範囲及び債務者の変更

イ 元本の確定前においては、根譲渡担保権の被担保債権の範囲の変更をすることができるもの

とすること。債務者の変更についても、同様とするものとすること。 (第十五条第一項関係)

ロ 根譲渡担保権の極度額の定めがない場合におけるイの変更は、利害関係を有する者の承諾を得なければ、することができないものとすること。 (第十五条第二項関係)

(4) 根譲渡担保権の極度額の変更等

根譲渡担保契約の締結後に根譲渡担保権の極度額を定め、又は根譲渡担保権の極度額の定めを変更し、若しくは廃止するには、利害関係を有する者の承諾を得なければならないものとすること。

(第十六条関係)

(5) 根譲渡担保権の元本確定期日の定め

イ 根譲渡担保権の担保すべき元本については、その確定すべき期日を定め、又は変更することができるものとすること。 (第十七条第一項関係)

ロ イの期日を定め、又は変更するには、根譲渡担保権に劣後する譲渡担保権を有する者その他の第三者の承諾を得ることを要しないものとすること。 (第十七条第二項関係)

ハイの期日は、これを定め、又は変更した日から五年以内でなければならないものとすると。 (第十七条第三項関係)

(6)

根譲渡担保権の被担保債権の譲渡等

イ 元本の確定前に根譲渡担保権者から債権を取得した者は、その債権について根譲渡担保権を行使することができないものとすること。元本の確定前に債務者のために又は債務者に代わつて弁済をした者も、同様とするものとすること。 (第十八条第一項関係)

ロ 元本の確定前に債務の引受けがあつたときは、根譲渡担保権者は、引受人の債務について、その根譲渡担保権を行使することができないものとすること。 (第十八条第二項関係)

ハ 元本の確定前に免責的債務引受があつた場合における債権者は、民法第四百七十二条の四第一項の規定にかかわらず、根譲渡担保権を引受人が負担する債務に移すことができないものとすること。 (第十八条第三項関係)

二 元本の確定前に債権者の交替による更改があつた場合における更改前の債権者は、(一)(9)ロの規定により適用する民法第五百十八条第一項の規定にかかわらず、根譲渡担保権を更改後の債

務に移すことができないものとすること。元本の確定前に債務者の交替による更改があつた場合における債権者も、同様とするものとすること。 (第十八条第四項関係)

(7) 根譲渡担保権者又は債務者の合併

イ 元本の確定前に根譲渡担保権者について合併があつたときは、根譲渡担保権は、合併の時に存する債権のほか、合併後存続する法人又は合併によつて設立された法人が合併後に取得する債権を担保するものとすること。 (第十九条第一項関係)

ロ 元本の確定前にその債務者について合併があつたときは、根譲渡担保権は、合併の時に存する債務のほか、合併後存続する法人又は合併によつて設立された法人が合併後に負担する債務を担保するものとすること。 (第十九条第二項関係)

ハ イ又はロの場合には、根譲渡担保権設定者は、担保すべき元本の確定を請求することができるものとすること。ただし、ロの場合において、その債務者が根譲渡担保権設定者であるときは、この限りでないものとすること。 (第十九条第三項関係)

二 ハの規定による請求があつたときは、担保すべき元本は、合併の時に確定したものとみなす

ものとすること。 (第十九条第四項関係)

ホ ハの規定による請求は、根譲渡担保権設定者が合併のあつたことを知つた日から一週間を経過したときは、することができないものとすること。合併の日から一月を経過したときも、同様とするものとすること。 (第十九条第五項関係)

(8) 根譲渡担保権者又は債務者の会社分割

イ 元本の確定前に根譲渡担保権者を分割をする会社とする分割があつたときは、根譲渡担保権は、分割の時に存する債権のほか、分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該会社から承継した会社が分割後に取得する債権を担保するものとすること。 (第二十条第一項関係)

ロ 元本の確定前にその債務者を分割をする会社とする分割があつたときは、根譲渡担保権は、分割の時に存する債務のほか、分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該会社から承継した会社が分割後に負担する債務を担保するものとすること。 (第二十条第二項関係)

ハ (7)ハからホまでの規定は、イ又はロの場合について準用するものとすること。 (第二十条第

三項関係)

(9) 根譲渡担保権の譲渡

イ 元本の確定前においては、根譲渡担保権者は、根譲渡担保権設定者の承諾を得て、その根譲渡担保権（極度額の定めがあるものに限る。ロ及び(10)において同じ。）を譲り渡すことができるものとすること。 (第二十一条第一項関係)

ロ 根譲渡担保権者は、その根譲渡担保権を二個の権利に分割して、その一方をイの規定により譲り渡すことができるものとすること。この場合において、その根譲渡担保権を目的とする権利は、譲り渡した根譲渡担保権について消滅するものとすること。 (第二十一条第二項関係)

ハ ロの規定による譲渡をするには、その根譲渡担保権を目的とする権利を有する者の承諾を得なければならぬものとすること。 (第二十一条第三項関係)

(10) 根譲渡担保権の一部譲渡

元本の確定前においては、根譲渡担保権者は、根譲渡担保権設定者の承諾を得て、その根譲渡

担保権の一部譲渡（譲渡人が譲受人と根譲渡担保権を共有するため、これを分割しないで譲り渡すこと）をいう。（11）において同じ。）をすることができるものとすること。（第二十二条関係）

（11） 根譲渡担保権の譲渡又は一部譲渡の対抗要件

イ 根譲渡担保権の譲渡又は一部譲渡は、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者者に対抗することができないものとすること。（第二十三条第一項関係）

ロ 債権を目的とする根譲渡担保権の譲渡又は一部譲渡は、当該譲渡又は一部譲渡及びその譲渡又は一部譲渡につき登記がされたことについて、譲渡人若しくは譲受人が当該債権の債務者に登記事項証明書を交付して通知をし、又は当該債務者が承諾をしなければ、当該債務者に対抗することができないものとすること。（第二十三条第二項関係）

（12） 根譲渡担保権の共有

イ 根譲渡担保権の共有者は、それぞれその債権額の割合に応じて弁済を受けるものとすること。ただし、元本の確定前に、これと異なる割合を定め、又はある者が他の者に先立つて弁済

を受けるべきことを定めたときは、その定めに従うものとすること。（第二十四条第一項関係）

口 根譲渡担保権の共有者は、他の共有者の同意を得て、(9)イの規定によりその権利を譲り渡すことができるものとすること。（第二十四条第二項関係）

(13) 根譲渡担保権の元本の確定請求

イ 根譲渡担保権設定者は、根譲渡担保契約に基づく財産の譲渡の時から三年を経過したときは、担保すべき元本の確定を請求することができるものとすること。この場合において、担保すべき元本は、その請求の時から一週間を経過することによつて確定するものとすること。

(第二十五条第一項関係)

口 根譲渡担保権者は、いつでも、担保すべき元本の確定を請求することができるものとすること。この場合において、担保すべき元本は、その請求の時に確定するものとすること。（第二

十五条第二項関係）

ハ イ及び口の規定は、担保すべき元本の確定すべき期日の定めがあるときは、適用しないもの

とすること。（第二十五条第三項関係）

(14) 根譲渡担保権の元本の確定事由

イ 根譲渡担保権者が譲渡担保財産について強制執行、担保権の実行又は物上代位による差押えを申し立てた場合（差押えがあつた場合に限る。）、根譲渡担保権者が譲渡担保動産に対する強制執行又は担保権の実行としての競売による差押えがあつたことを知つた時から二週間を経過した場合には、根譲渡担保権の担保すべき元本は、確定するものとすること。（第二十六条第一項関係）

ロ イの譲渡担保動産に対する強制執行又は担保権の実行としての競売による差押え等の効力が消滅したときは、担保すべき元本は、確定しなかつたものとみなすものとすること。ただし、元本が確定したものとしてその根譲渡担保権又はこれを目的とする権利を取得した者があるときは、この限りでないものとすること。（第二十六条第二項関係）

2 動産譲渡担保契約の効力

(一) 総則

(1) 動産譲渡担保権の及ぶ範囲

イ 動産譲渡担保権者は、動産譲渡担保権設定者が動産譲渡担保契約の締結後にその動産の常用に供するために附属させた他の動産であつて動産譲渡担保権設定者の所有に属するものについても、動産譲渡担保権行使することができるものとすること。ただし、動産譲渡担保契約に別段の定めがある場合及び動産譲渡担保権設定者の行為について民法第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をすることができる場合は、この限りでないものとすること。（第

二十七条関係）

ロ 動産譲渡担保権者は、その被担保債権について不履行があつたときは、後に収穫すべき譲渡担保動産の天然果実についても、動産譲渡担保権行使することができるものとすること。

(第二十八条関係)

(2) 動産譲渡担保権設定者による譲渡担保動産の使用及び収益

イ 動産譲渡担保権設定者は、譲渡担保動産の用法に従い、その使用及び収益をすることができるるものとすること。（第二十九条第一項関係）

口 動産譲渡担保権設定者は、善良な管理者の注意をもつて、譲渡担保動産の使用及び収益をしなければならないものとすること。（第二十九条第一項関係）

(3) 妨害の停止の請求等

イ 動産譲渡担保権設定者は、次の(イ)から(ハ)までに掲げるときは、当該(イ)から(ハ)までに定める請求をすることができるものとすること。（第三十条第一項関係）

(イ) 譲渡担保動産の使用又は収益を動産譲渡担保権設定者以外の者が妨害しているとき その者に対する妨害の停止の請求

(ロ) 譲渡担保動産の使用又は収益を動産譲渡担保権設定者以外の者が妨害するおそれがあるとき その者に対する妨害の予防の請求

(ハ) 譲渡担保動産を動産譲渡担保権設定者以外の者が占有しているとき その者に対する返還の請求

口 動産譲渡担保権者は、次の(イ)又は(ロ)に掲げるときは、当該(イ)又は(ロ)に定める請求をすることができるものとすること。（第三十条第二項関係）

(イ) 1(一)(1)に規定する権利の行使を動産譲渡担保権者以外の者が妨害しているとき その者に  
対する妨害の停止の請求

(ロ) 1(一)(1)に規定する権利の行使を動産譲渡担保権者以外の者が妨害するおそれがあるとき  
その者に対する妨害の予防の請求

(4)

牽連性のある金銭債務のみを担保するための動産の譲渡の対抗力

イ 次に掲げる債務（その利息、違約金、動産譲渡担保権の実行の費用及び債務の不履行によつ  
て生じた損害の賠償を含む。<sup>(10)</sup>において「牽連性のある金銭債務」という。）のみを担保する  
ために締結された動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡は、譲渡担保動産の引渡しがなくて  
も、第三者に対抗することができるものとすること。（第三十一条第一項関係）

(イ) 譲渡担保動産の代金の支払債務

(ロ) 譲渡担保動産の代金の支払債務の債務者から委託を受けた者が当該代金の支払債務を履行  
したことによつて生ずるその者の当該債務者に対する求償権に係る債務

ロ イの場合において、(5)及び(8)から(10)までの規定の適用については、動産譲渡担保契約に基づ

く動産の譲渡の時に占有改定以外の方法で当該動産の引渡しがあつたものとみなすものとすること。（第二十一条第二項関係）

(5) 動産譲渡担保権の順位

同一の動産について数個の動産譲渡担保権が互いに競合する場合には、その動産譲渡担保権の順位は、その動産の引渡し（登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産にあつては、登記又は登録）の前後によるものとすること。（第三十二条関係）

(6) 動産譲渡担保権の順位の変更

イ 動産譲渡担保権の順位は、各動産譲渡担保権者の合意によつて変更することができるものとすること。ただし、利害関係を有する者があるときは、その承諾を得なければならぬものとすること。（第三十三条第一項関係）

ロ イの規定による順位の変更は、特例法の定めるところに従いその登記をしなければ、その効力を生じないものとすること。（第三十三条第二項関係）

(7) 動産譲渡担保権と先取特権との競合

イ 同一の動産について動産譲渡担保権と先取特権とが競合する場合には、動産譲渡担保権者は、民法第三百三十条の規定による第一順位の先取特権者と同一の権利を有するものとするとこと。  
(第三十四条第一項関係)

ロ イの場合において、動産譲渡担保権者が数人あるときは、各動産譲渡担保権者は、イ及び民法第三百三十二条の規定に従つてこれらの者が弁済を受けるべき金額の合計額について、(5)、(9)及び(10)の規定による順位に従つて弁済を受けるものとすること。  
(第三十四条第二項関係)

(8) 動産譲渡担保権と動産質権との競合

同一の動産について動産譲渡担保権と動産質権とが競合する場合には、その順位は、動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡についての引渡しと動産質権の設定の前後によるものとすること。

(第三十五条関係)

(9) 占有改定で対抗要件を備えた動産譲渡担保権の順位の特例

イ 占有改定で譲渡担保動産の引渡しを受けることにより対抗要件を備えた動産譲渡担保権は、

占有改定以外の方法で譲渡担保動産の引渡し（特例法第三条第一項の規定により引渡しがあつたものとみなされる場合を含む。）を受けることにより対抗要件を備えた動産譲渡担保権若しくは動産質権又は企業価値担保権に劣後するものとすること。（第三十六条第一項関係）

口 動産譲渡担保権が占有改定以外の方法で譲渡担保動産の引渡し（特例法第三条第一項の規定により引渡しがあつたものとみなされる場合を除く。）を受けることにより対抗要件を備えたものであつても、その後に動産譲渡担保権設定者が当該譲渡担保動産を現に所持して占有したときは、イの規定の適用については、占有改定で引渡しを受けることにより対抗要件を備えたものとみなすものとすること。（第三十六条第一項関係）

(10)

牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権の順位の特例

牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権は、牽連性のある金銭債務を担保する限度において、競合する他の動産譲渡担保権、動産質権又は企業価値担保権に優先するものとすること。ただし、動産譲渡担保権者が次に掲げる時のうち最も早いものより後に譲渡担保動産の引渡しを受けたときは、この限りでないものとすること。（第三十七条関係）

イ 他の動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権を除く。）の動産譲渡担保権者が譲渡担保動産の引渡し（占有改定による場合を除く。）を受けた時

ロ 他の動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権に限る。）の動産譲渡担保権者が(二)(2)イの引渡し（占有改定による場合を除く。）を受けた時又は譲渡担保動産が動産特定範囲に属した時のいずれか遅い時

#### ハ 動産質権の設定時

二 譲渡担保動産が事業性融資の推進等に関する法律第六条第八項に規定する担保目的財産に属した時

#### (11) 転動産譲渡担保

イ 動産譲渡担保権は、譲渡担保契約の目的とすることができるものとすること。（第三十八条

##### 第一項関係）

ロ 譲渡担保契約に基づく動産譲渡担保権の譲渡（以下この(11)において「転動産譲渡担保権の設定」という。）は、特例法の定めるところに従いその登記（当該動産譲渡担保権の目的である

動産が特例法第三条第一項の規定による譲渡の登記をすることによつてはその譲渡を第三者に対抗することができないものである場合にあつては、当該動産の譲渡についての対抗要件。ハにおいて同じ。）を備えなければ、第三者に対抗することができないものとすること。（第三

#### 十八条第二項関係）

ハ 動産譲渡担保権者が数人のために二以上の転動産譲渡担保権の設定をしたときは、これらの転動産譲渡担保権者の権利の順位は、登記の前後によるものとすること。（第三十八条第三項

#### 関係）

二 転動産譲渡担保権の設定は、民法第四百六十七条の規定に従い、動産譲渡担保権の被担保債権の債務者に通知をし、又は当該債務者が承諾をしなければ、当該債務者、保証人、動産譲渡担保権設定者及びこれらの者の承継人に対抗することができないものとすること。（第三十八条

#### 条第四項関係）

ホ 動産譲渡担保権の被担保債権の債務者が二の規定により通知を受け、又は承諾をしたときは、転動産譲渡担保権者の承諾を得ないでした弁済その他の債務を消滅させる事由は、これを

もつて当該転動産譲渡担保権者に対抗することができないものとすること。 (第三十八条第五項関係)

ヘ 本の規定は、動産を目的とする根譲渡担保権について転動産譲渡担保権の設定をした場合において、根譲渡担保権の被担保債権の債務者が元本の確定前にした弁済その他の債務を消滅させる事由については、適用しないものとすること。 (第三十八条第六項関係)

ト 転動産譲渡担保権の設定の登記がされた場合において、転動産譲渡担保権の設定及びその登記がされたことについて、転動産譲渡担保権者が動産譲渡担保権の被担保債権の債務者に登記事項証明書を交付して通知をしたときは、当該債務者について、二の規定による通知があつたものとみなすものとすること。 (第三十八条第七項関係)

(12) 動産譲渡担保権と抵当権との競合

イ 同一の農業用動産について動産譲渡担保権と抵当権とが競合する場合には、その順位は、動産譲渡担保契約に基づく農業用動産の譲渡についての引渡しと抵当権の登記の前後によるものとすること。 (第三十九条第一項関係)

口 占有改定で農業用動産の引渡しを受けることにより対抗要件を備えた動産譲渡担保権は、抵当権に劣後するものとすること。（第三十九条第二項関係）

ハ 農業用動産を目的とする動産譲渡担保権が占有改定以外の方法で当該農業用動産の引渡し（特例法第三条第一項の規定により引渡しがあつたものとみなされる場合を除く。）を受けることにより対抗要件を備えたものであつても、その後に動産譲渡担保権設定者が当該農業用動産を現に所持して占有したときは、口の規定の適用については、占有改定で引渡しを受けることにより対抗要件を備えたものとみなすものとすること。（第三十九条第三項関係）

二 同一の登録自動車について動産譲渡担保権と抵当権とが競合する場合には、その順位は、登録の前後によるものとすること。（第三十九条第四項関係）

## (二)

### 集合動産譲渡担保契約の効力

#### (1) 特定範囲所属動産を一体として目的とする動産譲渡担保契約

動産譲渡担保契約は、次に掲げる事項を指定することにより、将来において属する動産を含むものとして定められた範囲（以下「動産特定範囲」という。）によつて特定された動産（以下

「特定範囲所属動産」という。）を、一体として、その目的とすることができるものとすること。（第四十条関係）

#### イ 謙渡担保動産の種類

口 謙渡担保動産の所在場所その他の事項

#### (2) 集合動産謙渡担保権についての対抗要件の特例

イ 特定範囲所属動産を一体として目的とする動産謙渡担保契約（以下「集合動産謙渡担保契約」という。）に基づく動産謙渡担保権（以下「集合動産謙渡担保権」という。）を有する者（以下「集合動産謙渡担保権者」という。）は、動産特定範囲に属する動産の全部の引渡しを受けたときは、当該動産特定範囲に将来において属する動産（口において「特定範囲加入動産」という。）についても、他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有することを第三者に対抗することができるものとすること。（第四十一条第一項関係）

口 同一の動産について集合動産謙渡担保権と他の動産謙渡担保権（集合動産謙渡担保権を除く。）又は動産質権とが競合する場合において、当該他の動産謙渡担保権に係る動産謙渡担保

権当初設定者（動産譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保動産を譲渡した者をいう。以下同じ。）又は当該動産質権を設定した者がその動産譲渡担保契約の締結又は質権の設定の時点における当該集合動産譲渡担保権に係る動産譲渡担保権設定者以外の者であるときは、特定範囲加入動産についての(一)(5)及び(8)の規定の適用については、集合動産譲渡担保権者がイの引渡しを受けた時又は当該特定範囲加入動産が動産特定範囲に属した時のいずれか遅い時に引渡しを受けたものとみなすものとすること。（第四十一条第二項関係）

(3)

集合動産譲渡担保権設定者による動産特定範囲に属する動産の処分

イ 集合動産譲渡担保契約における動産譲渡担保権設定者（以下「集合動産譲渡担保権設定者」という。）は、動産特定範囲に属する動産の処分をすることができるものとすること。ただし、集合動産譲渡担保権設定者が集合動産譲渡担保権者を害することを知っていたときは、この限りでないものとすること。（第四十二条第一項関係）

ロ イ本文の規定にかかわらず、集合動産譲渡担保契約に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとすること。（第四十二条第二項関係）

ハ 集合動産譲渡担保権設定者が、集合動産譲渡担保権者を害することを知つて動産特定範囲に属する動産の处分をし、又は口に規定する別段の定めによる处分権限の範囲（二及び（5）において「権限範囲」という。）を超えて動産特定範囲に属する動産の处分をした場合には、その处分によつて、平穏に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であるときは、即時にその動産について行使する権利を取得するものとすること。（第四十二条第三項関係）

二 集合動産譲渡担保権設定者が集合動産譲渡担保権者を害することを知つて動産特定範囲に属する動産の处分をするおそれがあるときは、又は権限範囲を超えて動産特定範囲に属する動産の处分をするおそれがあるときは、集合動産譲渡担保権者は、その予防を請求することができるものとすること。（第四十二条第四項関係）

#### （4）動産の補充等による価値の維持義務

集合動産譲渡担保権設定者は、正当な理由がある場合を除き、動産特定範囲に属する動産の補充その他の方法によつて、特定範囲所属動産の一体としての価値を、集合動産譲渡担保権者を害しないと認められる範囲を超えて減少することのないように維持しなければならないものとする

こと。 (第四十三条関係)

(5) 集合動産譲渡担保権に基づく物上代位

1 (一) (7) イの規定にかかわらず、集合動産譲渡担保権者は、集合動産譲渡担保権設定者が(4)の義務を履行することができると認められる間は、動産特定範囲に属する動産の売却、賃貸、滅失又は損傷によって集合動産譲渡担保権設定者が受けるべき金銭その他の物に対し、集合動産譲渡担保権を行使することができないものとすること。ただし、集合動産譲渡担保権設定者が集合動産譲渡担保権者を害することを知つてした行為又は権限範囲を超えてした行為によつて受けるべき金銭その他の物に対しては、この限りでないものとすること。 (第四十四条関係)

(6) 動産特定範囲に動産を属させる行為に関する詐害行為取消請求

集合動産譲渡担保権設定者が動産を動産特定範囲に属させた場合には、その動産を目的とする担保の供与があつたものとみなして、民法第四百二十四条の二の規定を適用するものとすること

と。 (第四十五条関係)

(三) 登記又は登録を要する動産についての適用除外

(一) (4)及び(8)から(10)まで並びに二)の規定は、登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産を目的とする動産譲渡担保契約については、適用しないものとすること。 (第四十六条関係)

### 3 債権譲渡担保契約の効力

#### (一) 総則

##### (1) 混同の特例

ある債権の債務者が債権譲渡担保契約に基づき当該債権の譲渡を受けた場合には、民法第五百二十条本文の規定にかかわらず、当該債権は消滅しないものとすること。 (第四十七条関係)

##### (2) 譲渡担保債権の第三債務者の弁済等

イ 第三債務者は、債権譲渡担保契約に基づく債権の譲渡について債権譲渡担保権設定者が民法第四百六十七条第一項の規定による通知をし、又は第三債務者が同項の規定による承諾をした時より後に債権譲渡担保権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる事由をもつて債権譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗することができるものとすること。この場合において、

債権譲渡担保権者は、被担保債権の弁済期が到来するまでは、債権譲渡担保権設定者に対し、その受けた利益の価額に相当する金銭を支払うことを要しないものとすること。（第四十八条

#### 第一項関係）

ロ イ前段の場合において、被担保債権の弁済期が到来したときは、債権譲渡担保権者は、債権譲渡担保権設定者に対し、その受けた利益の価額から被担保債権の額を控除した残額を支払わなければならぬものとすること。（第四十八条第二項関係）

ハ ロの場合において、債権譲渡担保権設定者が、債権譲渡担保権当初設定者（債権譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保債権を譲渡した者をいう。以下このハ及び二二二（一）ロにおいて同じ。）が有していた譲渡担保債権についての権利の譲渡を受けた者であるとき（債権譲渡担保権者が当該債権譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。）は、債権譲渡担保権者は、当該債権譲渡担保権当初設定者等に対するロの残額の支払の債務の弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもつて当該債権譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗することができるものとすること。（第四十八条第三項関係）

二 謙渡担保債権が金銭債権である場合において、被担保債権についての不履行が生ずる前に当該謙渡担保債権の弁済期が到来したときは、債権謙渡担保権者は、第三債務者にその弁済をすべき金額を供託させることができるものとすること。この場合において、債権謙渡担保権は、その供託金について存在するものとすること。（第四十八条第四項関係）

（3） 債権謙渡担保債権が動産の引渡しを目的とするものである場合において、債権謙渡担保権者が弁済としてその動産の引渡しを受けたときは、債権謙渡担保権者は、債権謙渡担保権設定者との間で、その債権謙渡担保権の被担保債権を担保するため、その動産を目的とする動産謙渡担保契約を締結したものとみなすものとすること。この場合においては、口及び二二二（一）イ後段の規定は、適用しないものとすること。（第四十八条第五項関係）

### （3） 債権謙渡担保権の順位

同一の債権について数個の債権謙渡担保権が互いに競合する場合には、その債権謙渡担保権の順位は、民法第四百六十七第二項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾の前後にによるものとすること。（第四十九条関係）

#### (4) 債権譲渡担保権の順位の変更

イ 債権譲渡担保権の順位は、各債権譲渡担保権者の合意によつて変更することができるものとすること。ただし、利害関係を有する者があるときは、その承諾を得なければならないものとすること。（第五十条第一項関係）

ロ イの規定による順位の変更は、特例法の定めるところに従いその登記をしなければ、その効力を生じないものとすること。（第五十条第二項関係）

ハ イの規定による順位の変更は、当該順位の変更及び当該順位の変更につき登記がされたことについて、いずれかの債権譲渡担保権者が第三債務者に登記事項証明書を交付して通知をし、又は第三債務者が承諾をしなければ、第三債務者に対抗することができないものとすること。

#### （第五十条第三項関係）

#### (5) 債権譲渡担保権と債権を目的とする質権との競合

同一の債権について債権譲渡担保権と質権とが競合する場合には、その順位は、債権譲渡担保契約に基づく債権の譲渡についての民法第四百六十七条第二項に規定する確定日付のある証書に

よる通知又は承諾と質権の設定についての同法第三百六十四条の規定によりその規定に従うこととされる同項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾の前後によるものとすること。

#### （第五十一条関係）

##### （6） 転債権譲渡担保

イ 債権譲渡担保権は、譲渡担保契約の目的とすることができるものとすること。 （第五十二条

##### 第一項関係）

ロ 2（11）ロからトまでの規定は、譲渡担保契約に基づく債権譲渡担保権の譲渡（ハ及びニにおいて「転債権譲渡担保権の設定」という。）について準用するものとすること。 （第五十二条

##### 第二項関係）

ハ 転債権譲渡担保権の設定は、民法第四百六十七条の規定に従い、譲渡担保債権の債務者に通知をし、又は当該債務者が承諾をしなければ、当該債務者に対抗することができないものとすること。 （第五十二条第三項関係）

二 転債権譲渡担保権の設定の登記がされた場合において、転債権譲渡担保権の設定及びその登

記がされたことについて、転債権譲渡担保権の設定を受けた者が譲渡担保債権の債務者に登記事項証明書を交付して通知をしたときは、当該債務者について、ハの規定による通知があつたものとみなすものとすること。（第五十二条第四項関係）

## (二) 集合債権譲渡担保契約の効力

### (1) 集合債権譲渡担保権設定者による債権特定範囲に属する債権の取立て

イ 譲渡担保債権の発生年月日の始期及び終期、発生原因その他の事項を指定することにより将来において属する債権を含むものとして定められた範囲（以下「債権特定範囲」という。）によつて特定された債権（二二二（1）において「特定範囲所属債権」という。）を一括して目的とする債権譲渡担保契約（以下「集合債権譲渡担保契約」という。）における債権譲渡担保権設定者（以下「集合債権譲渡担保権設定者」という。）は、集合債権譲渡担保契約に債権特定範囲に属する債権を取り立てができる旨の定めがあるときは、当該債権特定範囲に属する債権を取り立てができるものとすること。（第五十三条第一項関係）

ロ イの規定により集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を取り立てることができ

できる場合には、集合債権譲渡担保契約における債権譲渡担保権（以下「集合債権譲渡担保権」という。）を有する者（以下「集合債権譲渡担保権者」という。）が（2）イ前段に規定する弁済その他の債務を消滅させる事由により受けた利益については、（1）（2）イ後段の規定は、適用しないものとすること。（第五十三条第二項関係）

（2）集合動産譲渡担保契約の効力の規定の準用

イ 2（4）の規定は、（1）イの規定により債権特定範囲に属する債権を取り立てることができる集合債権譲渡担保権設定者について準用するものとすること。（第五十四条第一項関係）

ロ 2（6）の規定は、集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を発生させた場合について準用するものとすること。（第五十四条第二項関係）

4 その他の財産を目的とする譲渡担保契約の効力

（一） その他の財産を目的とする譲渡担保契約の順位

同一のその他の財産（動産及び債権以外の財産をいう。以下同じ。）について数個の譲渡担保権が互いに競合する場合には、その譲渡担保権の順位は、当該その他の財産の譲渡についての対抗要

件を備えた時の前後によるものとすること。 (第五十五条関係)

(二) その他の財産を目的とする譲渡担保権と質権との競合

同一のその他の財産について譲渡担保権と質権とが競合する場合には、その順位は、当該その他の財産の譲渡についての対抗要件を備えた時と当該質権の設定についての対抗要件を備えた時の前後によるものとすること。 (第五十六条関係)

(三) その他の財産を目的とする転譲渡担保

(1) その他の財産を目的とする譲渡担保権は、譲渡担保契約の目的とができるものとすること。 (第五十七条第一項関係)

(2) 2(一)(1)口からヘまでの規定は、譲渡担保契約に基づくその他の財産を目的とする譲渡担保権の譲渡について準用するものとすること。 (第五十七条第二項関係)

(3) (2)に規定する譲渡担保権の譲渡については、(1)及び(2)に規定するもののほか、その性質に反しない限り、3(一)(6)ハの規定を準用するものとすること。 (第五十七条第三項関係)

(四) 債権譲渡担保契約の効力の規定の準用

その他の財産を目的とする譲渡担保契約の効力については、この4に定めるもののほか、その性質に反しない限り、3(一)(3)から(6)までを除く。)の規定を準用するものとすること。(第五十八條関係)

## 5 適用除外

1(二)(9)から(11)まで、2(一)(6)及び3(一)(4)の規定は、特例法第三条第一項又は第四条第一項の規定による譲渡の登記をすることによつてはその譲渡を第三者に対抗することができない財産を目的とする譲渡担保契約については、適用しないものとすること。(第五十九條関係)

## 二 謙渡担保権の実行等

### 1 動産譲渡担保権の実行等

#### (一) 総則

##### (1) 動産譲渡担保権の帰属清算方式による実行

イ 動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があつた後に動産譲渡担保権者が動産譲渡担保権設定者に対して次に掲げる事項の通知(以下この二において「帰属清算の通知」という。)

をしたときは、当該被担保債権は、帰属清算の通知の日から一週間を経過した時又は当該動産を譲渡担保権者が譲渡担保動産の引渡し（占有改定による場合を除く。以下このイ及び(2)イにおいて同じ。）を受けた時のいずれか早い時（帰属清算の通知の後その時までの間に当該動産譲渡担保権についてその実行の手続の一時の停止を命ずる裁判又はその実行を一時禁止する裁判があつた場合にあつては、その時又は当該裁判が効力を失つた時のいずれか遅い時、当該動産譲渡担保権者が帰属清算の通知をする前に譲渡担保動産の引渡しを受けてその占有を継続している場合にあつては、帰属清算の通知の時。以下この1において「帰属清算時」という。）に、帰属清算時における譲渡担保動産の価額の限度において消滅するものとすること。（第六十条第一項関係）

- (イ) 譲渡担保動産をもつて被担保債権の弁済に充てること。
  - (ロ) (ロ) 帰属清算時における譲渡担保動産の見積価額及びその算定根拠
  - (ハ) 帰属清算時における被担保債権の額
- ロ イロの見積価額は、合理的な方法により算出したものでなければならないものとすること。

（第六十条第二項関係）

ハ 動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者が有していた譲渡担保動産についての権利の譲渡を受けた者であるとき（動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。）は、動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権当初設定者等に対し、（第六十条第三項関係）

二 動産譲渡担保権者は、帰属清算時における譲渡担保動産の価額が帰属清算時における被担保債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭（以下この（一）及び（四）（2）口において「帰属清算金」という。）を動産譲渡担保権設定者に支払わなければならないものとする。この場合において、当該動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者が有していた譲渡担保動産についての権利の譲渡を受けた者であるとき（当該動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。）は、当該動産譲渡担保権者は、当該動産譲渡担保権当初設定者等に対する帰属清算金の支払の債務の弁済その他の当該債務を消滅させる事

由をもつて当該動産譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗することができるものとするとと。 (第六十条第四項関係)

亦 民法第五百三十三条の規定は、帰属清算金の支払の債務（イロ）の見積価額が帰属清算時における被担保債権の額を超える場合のその差額が帰属清算金の額に満たないときは、当該差額に相当する部分に限る。ヘにおいて同じ。）と譲渡担保動産の引渡しの債務の履行について準用するものとすること。 (第六十条第五項関係)

ヘ 動産譲渡担保権設定者は、帰属清算金の支払の債務の弁済を受けるまで、譲渡担保動産を留置することができるものとすること。 (第六十条第六項関係)

## (2) 動産譲渡担保権の処分清算方式による実行

イ 動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があつた後に動産譲渡担保権者が第三者にに対して譲渡担保動産の譲渡（以下この二において「処分清算譲渡」という。）をしたときは、当該被担保債権は、ロの規定による通知の日から一週間を経過した時又は当該動産譲渡担保権者若しくは処分清算譲渡を受けた第三者が譲渡担保動産の引渡しを受けた時のいずれか早い時（処

分清算譲渡の後その時までの間に当該動産譲渡担保権についてその実行の手続の一時の停止を命ずる裁判又はその実行を一時禁止する裁判があつた場合にあつては、その時又は当該裁判が効力を失つた時のいずれか遅い時、当該動産譲渡担保権者が処分清算譲渡をする前に譲渡担保動産の引渡しを受けてその占有を継続している場合にあつては、処分清算譲渡の時。以下この1において「処分清算時」という。）に、処分清算時における譲渡担保動産の価額の限度において消滅するものとすること。（第六十一条第一項関係）

口 動産譲渡担保権者は、処分清算譲渡をしたときは、遅滞なく、動産譲渡担保権設定者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならないものとすること。（第六十一条第二項関係）

- (イ) 処分清算譲渡をしたこと。
  - (ロ) 処分清算時における譲渡担保動産の見積価額及びその算定根拠
  - (ハ) 処分清算時における被担保債権の額
  - ハ 口の見積価額は、合理的な方法により算出したものでなければならないものとすること。
- （第六十一条第三項関係）

二 動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者が有していた譲渡担保動産についての権利の譲渡を受けた者であるとき（動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。）は、動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権当初設定者等に対し（第六十一条第四項関係）

ホ 動産譲渡担保権者は、処分清算時における譲渡担保動産の価額が処分清算時における被担保債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭（以下この（一）及び（四）（2）において「処分清算金」という。）を動産譲渡担保権設定者に支払わなければならないものとすること。この場合において、当該動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者が有していた譲渡担保動産についての権利の譲渡を受けた者であるとき（当該動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。）は、当該動産譲渡担保権者は、当該動産譲渡担保権当初設定者等に対する処分清算金の支払の債務の弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもつて当該動産譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗することができるものとすること

と。 (第六十一条第五項関係)

ヘ 民法第五百三十三条の規定は、処分清算金の支払の債務 (口)の見積価額が処分清算時における被担保債権の額を超える場合のその差額が処分清算金の額に満たないときは、当該差額に相当する部分に限る。トにおいて同じ。) と譲渡担保動産の引渡しの債務の履行について準用するものとすること。 (第六十一条第六項関係)

ト 動産譲渡担保権設定者は、処分清算金の支払の債務の弁済を受けるまで、譲渡担保動産を留置することができるものとすること。 (第六十一条第七項関係)

(3) 後順位の動産譲渡担保権による実行

イ 後順位の動産譲渡担保権者がした帰属清算の通知又は処分清算譲渡は、当該後順位の動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権に優先する動産譲渡担保権を有する動産譲渡担保権者 (転動産譲渡担保権者が取得した権利を有する者を含む。) の全員の同意を得なければ、その効力を生じないものとすること。 (第六十一条第一項関係)

ロ 後順位の動産譲渡担保権者がイの同意を得て帰属清算の通知又は処分清算譲渡をした場合に

は、当該後順位の動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権及びこれに優先する動産譲渡担保権の各被担保債権は、その順位に従つて消滅するものとすること。（第六十二条第二項関係）

ハ 口に規定する場合において、各動産譲渡担保権の被担保債権の消滅すべき順位又は額について当該各動産譲渡担保権を有する動産譲渡担保権者（転動産譲渡担保権者が取得した権利を有する者を含む。）間に合意が成立し、かつ、後順位の動産譲渡担保権者が帰属清算時又は処分清算時以前に債務者及び動産譲渡担保権設定者に対してその合意の内容を通知したときは、各動産譲渡担保権の被担保債権は、その合意された順位又は額に従つて消滅するものとすること。（第六十二条第三項関係）

二 動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者が有していた譲渡担保動産についての権利の譲渡を受けた者であるとき（動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。）は、動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権当初設定者等に対しでしたハの規定による通知は、当該動産譲渡担保権設定者に対してしたものとみなすものとすること。（第六十二条第四項関係）

ホイの同意をした動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権の被担保債権で確定期限の到来していないものは、(1)イ若しくは(2)イの規定又はハの規定の適用については、弁済期が到来したものとみなすものとすること。（第六十二条第五項関係）

（4）  
ホの被担保債権が無利息であるときは、帰属清算時又は処分清算時からホの確定期限までの帰属清算時又は処分清算時における法定利率による利息との合算額がその被担保債権の額となるべき元本額をその被担保債権の額とみなすものとすること。（第六十二条第六項関係）

（5）  
帰属清算方式又は処分清算方式による実行に必要な行為の受忍義務

動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があつた場合において、動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡に必要な行為をしようとするときは、動産譲渡担保権設定者は、これを拒むことができないものとすること。（第六十三条関係）

（5）  
動産譲渡担保権者による他の動産譲渡担保権者等に対する通知

イ  
動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡につき動産譲渡登記がされた動産譲渡担保権の動産譲渡担保権者は、その被担保債権について不履行があり、かつ、譲渡担保動産の引渡し（占有改

定による場合を除く。以下このイにおいて同じ。) を受けたとき（譲渡担保動産の引渡しに先立つて帰属清算の通知又は処分清算譲渡をした場合にあつては、帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしたとき）は、遅滞なく、その時にその動産譲渡登記の競合担保登記目録に特定事項が記録されている他の動産譲渡登記又は所有権留保登記において動産譲渡担保権又は留保売主等として登記されている全ての者（転譲渡担保権者又は留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者が登記されている場合にあつては、当該転譲渡担保権者又は当該留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者を含む。）に対し、その旨を通知しなければならないものとすること。（第六十四条第一項関係）

ロ イの規定による通知は、通知を受ける者の動産譲渡登記ファイル上の住所又は事務所に宛てて発すれば足りるものとすること。（第六十四条第二項関係）

#### (6) 清算金の支払に関する処分の禁止

イ 帰属清算金又は処分清算金の支払を目的とする債権については、帰属清算時又は処分清算時までは、譲渡その他の処分をすることができないものとすること。（第六十五条第一項関係）

口 帰属清算時又は処分清算時の前にされた帰属清算金又は処分清算金の支払の債務の弁済その他の当該債務を消滅させる事由は、これをもつて帰属清算の通知又は処分清算譲渡をした動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権に劣後する先取特権、質権又は動産譲渡担保権を有する者に対抗することができないものとすること。（第六十五条第二項関係）

## (二)

### (1) 集合動産譲渡担保権の実行

イ 集合動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があつた場合において、集合動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしようとするときは、その旨を集合動産譲渡担保権設定者に通知しなければならないものとすること。（第六十六条第一項関係）

ロ イの規定による通知をした集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権及び当該集合動産譲渡担保権に競合する集合動産譲渡担保権は、当該通知が集合動産譲渡担保権設定者に到達した後に、当該通知をした集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲（ハ及びニにおいて「実行対象動産特定範囲」という。）に属するに至つた動産には及

ばないものとすること。 (第六十六条第二項関係)

ハ イの規定による通知が集合動産譲渡担保権設定者に到達したときは、当該集合動産譲渡担保権設定者は、実行対象動産特定範囲に属する動産（口の規定により集合動産譲渡担保権が及ばない動産を除く。）の処分をすることができないものとすること。 (第六十六条第三項関係)

ニ イの規定による通知が到達した時に実行対象動産特定範囲に属していた動産と外形上区別することができる状態で保管する方法により分別して管理されていない動産は、当該通知が到達した時に当該実行対象動産特定範囲に属していたものと推定するものとすること。 (第六十六条)

#### 条第四項関係)

ホ 集合動産譲渡担保権者が、イの規定による通知において、その集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲を更に一<sup>2</sup>二(1)イ及びロに掲げる事項を指定することにより限定し、その限定された範囲に属する動産についてのみ帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしようとする旨を示したときは、イの規定による通知の効力は、その定められた範囲にのみ生ずるものとすること。

#### (第六十六条第五項関係)

ヘ 口の規定に反する特約は、無効とするものとすること。 (第六十六条第六項関係)

(2) 後順位の集合動産譲渡担保権者による実行

複数の集合動産譲渡担保契約の動産特定範囲が重複するときは、後順位の集合動産譲渡担保権者がした(1)イの規定による通知は、その重複する部分につき当該後順位の集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権に優先する集合動産譲渡担保権を有する集合動産譲渡担保権者（転動産譲渡担保権者が取得した権利を有する者を含む。）の全員の同意を得なければ、当該重複する部分については、その効力を生じないものとすること。 (第六十七条関係)

(3) 通知の撤回

イ (1)イの規定による通知をした集合動産譲渡担保権者は、集合動産譲渡担保契約の動産特定範囲に属する動産の全部又は一部について帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするまでの間は、集合動産譲渡担保権設定者の承諾を得て、(1)イの規定による通知を撤回することができるものとすること。 (第六十八条第一項関係)

ロ イの規定による通知の撤回は、当該通知が到達した時に遡ってその効力を生ずるものとする

こと。ただし、第三者の権利を害することはできないものとすること。（第六十八条第二項関

係）

(4)

動産特定範囲に属する動産に対する差押え等

イ 集合動産譲渡担保権者が集合動産譲渡担保権に基づいて次の(イ)から(ハ)までに掲げる行為をしたときは、当該集合動産譲渡担保権は、当該(イ)から(ハ)までに定める動産には及ばないものとすること。当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲と他の集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲が重複する場合における当該他の集合動産譲渡担保権についても、同様とするものとすること。（第六十九条第一項関係）

(イ) 担保権の実行としての競売による差押え 当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち当該差押えの後に当該差押えの場所に存することとなつた動産

(ロ) 強制執行、一般の先取特権に基づく担保権の実行としての競売又は担保権の実行としての競売の例による競売（以下この(ロ)及び(ハ)において「強制執行等」という。）における配当要求 当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち当該配当要求の後に当該強制

執行等による差押えの場所に存することとなつた動産

(ハ) (四)(1)イロ若しくはハの保全処分を命ずる決定又は(四)(2)イの規定による引渡命令の執行 当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち当該執行の後に当該執行の場所に存することとなつた動産

口 集合動産譲渡担保権者が集合動産譲渡担保権に基づいてイ(イ)からハまでに掲げる行為をしたとき(イロ)に掲げる行為をした場合にあつては、集合動産譲渡担保権設定者が当該行為があつたことを知つたとき)は、集合動産譲渡担保権設定者は、当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうちイ(イ)からハまでに規定する場所に存する動産(イの規定により集合動産譲渡担保権が及ばない動産を除く。)の処分をすることができないものとすること。(第六十九条第二項関係)

ハ 集合動産譲渡担保権者が集合動産譲渡担保権に基づいてイ(イ)からハまでに掲げる行為をした時(イロ)に掲げる行為をした場合にあつては、集合動産譲渡担保権設定者が当該行為があつたことを知つた時)に当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうちイ(イ)からハまでに

規定する場所に存していた動産と外形上区別することができる状態で保管する方法により分別して管理されていない動産は、当該行為があつた時（イロ）に掲げる行為があつた場合にあつては、集合動産譲渡担保権設定者が当該行為があつたことを知つた時）にイイからハまでに規定する場所に存していたものと推定するものとすること。（第六十九条第三項関係）

ニ　イイ（イイ若しくはロ）に規定する差押え又はイハ）に規定する執行が取り消されたときは、イからハまでの規定の適用については、当該差押え又は執行はなかつたものとみなすものとすること。ただし、第三者の権利を害することはできないものとすること。（第六十九条第四項関係）

ホ　イの規定に反する特約は、無効とするものとすること。（第六十九条第五項関係）

ヘ　集合動産譲渡担保権は、次の（イからハ）までに掲げる事由があつたときは、当該（イからハ）までに定める動産には及ばないものとすること。当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲と他の集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲が重複する場合における当該他の集合動産譲渡担保権についても、同様とするものとすること。（第七十条第一項関係）

（イ）　当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する動産に対する担保権の実行としての

競売（集合動産譲渡担保権又は一般の先取特権に基づくものを除く。）による差押え 当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち当該差押えの後に当該差押えの場所に存することとなつた動産

（ロ） 当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する動産を目的とする強制執行等における特別の先取特権、質権又は動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権を除く。）に基づく配当要求 当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち当該配当要求の後に当該強制執行等による差押えの場所に存することとなつた動産

（ハ） 当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する動産を目的とする（四）（1）イロ（若しくは（ハ）の保全処分を命ずる決定（集合動産譲渡担保権に基づくものを除く。）又は（四）（2）イの規定による引渡命令（集合動産譲渡担保権に基づくものを除く。）の執行 当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち当該執行の後に当該執行の場所に存することとなつた動産

ト  
ロ  
ハ  
ニ

本文及びホの規定は、への場合について準用するものとすること。（第七十条第

二項関係)

(5)

集合動産譲渡担保権者による超過分の金銭の組入義務等

イ 一 1(一)(7)イ若しくはハ、(一)(1)イ若しくは(2)イの規定により、又は民事執行法第百三十九条第一項若しくは第二項若しくは第百四十二条の規定による配当若しくは弁済金の交付により集合動産譲渡担保権の被担保債権の全部又は一部が消滅し、かつ、その消滅した額が次に掲げる額のうちいずれか大きい方の額を超える場合において、集合動産譲渡担保権設定者について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令があつたときは、集合動産譲渡担保権者は、その超える額に相当する金銭（ハ及びニにおいて「超過分の金銭」という。）を破産財団、再生債務者財産、更生会社財産、更生協同組織金融機関財産又は清算株式会社の財産に組み入れなければならないものとすること。ただし、当該集合動産譲渡担保権の被担保債権が消滅した日から一年を経過した日以後に破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあつたときは、この限りでないものとすること。（第七十一条第一項関係）

- (イ) 集合動産譲渡担保権の目的である動産の価額に十分の九を乗じた額
- (ロ) 当該集合動産譲渡担保権の実行の費用及び集合動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権が複数ある場合にあつては、その最も優先するもの）の被担保債権の元本の合計額
- ロ イの場合において、集合動産譲渡担保権が複数あるときは、各集合動産譲渡担保権者は、その集合動産譲渡担保権の被担保債権が消滅した額を限度として、次の(イ)又は(ロ)に定めるところにより、イの義務を負担するものとすること。（第七十一条第二項関係）
- (イ) 順位を異にする集合動産譲渡担保権があるときは、劣後する集合動産譲渡担保権に係る集合動産譲渡担保権者が先に負担する。
- (ロ) 順位を同じくする集合動産譲渡担保権が複数あるときは、各集合動産譲渡担保権者が、その集合動産譲渡担保権の被担保債権の額の割合に応じて負担する。
- ハ 集合動産譲渡担保権者は、超過分の金銭の支払について、相殺をもつて債権者に対抗することができないものとすること。（第七十一条第三項関係）
- 二 イの場合には、超過分の金銭に相当する金額の被担保債権は、消滅しなかつたものとみなす

ものとすること。（第七十一条第四項関係）

ホ 集合動産譲渡担保権設定者又はその債権者は、イの義務の履行を確保するため必要があるときは、集合動産譲渡担保権者に対して相当の担保を請求することができるものとすること。

#### （第七十一条第五項関係）

### （三）

#### 強制執行等の特例

##### （1）動産譲渡担保権者による配当要求等及び動産競売の申立て

イ 動産譲渡担保権者による配当要求及び動産譲渡担保権者に対する配当又は弁済金の交付については、動産譲渡担保権を質権とみなして、民事執行法第百三十二条及び第百四十二条第一項（第四号に係る部分に限る。）並びに同法第百四十二条第二項において準用する同法第九十二条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定を適用するものとすること。（第七十二条第一項関係）

ロ 動産譲渡担保権者による担保権の実行としての競売の申立てについては、動産譲渡担保権を質権とみなして、民事執行法第百九十条の規定を適用するものとすること。（第七十二条第二

項関係)

(2) 動産譲渡担保権者による第三者異議の訴え

動産譲渡担保権者は、動産譲渡担保権設定者を債務者又は動産の所有者として、譲渡担保動産に対する強制執行又は当該動産譲渡担保権が有する動産譲渡担保権に劣後する先取特権、質権若しくは動産譲渡担保権に基づく担保権の実行としての競売による差押えがあつたときは、民事執行法第三十八条第一項に規定する第三者異議の訴えを提起することができるものとすること。

ただし、その売得金の額が執行費用のうち共益費用であるもの、被担保債権及びこれに優先する債権のうち配当要求があつたものの額の合計額以上となる見込みがあるときは、同項に規定する第三者異議の訴えを提起することができないものとすること。 (第七十三条関係)

(3) 売却に伴う動産譲渡担保権の消滅

譲渡担保動産につき強制執行、担保権の実行としての競売又は企業担保権の実行手続が行われたときは、動産譲渡担保権は、当該譲渡担保動産の売却によつて消滅するものとすること。 (第

七十四条関係)

(四)

動産譲渡担保権の実行のための裁判手続

(1) 動産譲渡担保権の実行のための保全処分

イ 裁判所は、動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があつた場合において、債務者、動産譲渡担保権設定者又は譲渡担保動産の占有者が、価格減少行為等（譲渡担保動産の価格を減少させ、又は譲渡担保動産の引渡しを困難にする行為をいう。以下このイにおいて同じ。）をし、又はそのおそれがあるときは、動産譲渡担保権者又は処分清算譲渡を受けた第三者（以下このイ及び14において「動産譲渡担保権者等」という。）の申立てにより、当該動産譲渡担保権者等が譲渡担保動産の引渡しを受けるまでの間、次に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずることができるものとすること。ただし、当該価格減少行為等による価格の減少の程度、引渡しを困難にする程度又はそのおそれの程度が軽微であるときは、この限りでないものとすること。（第七十五条第一項関係）

(イ) 当該価格減少行為等をし、又はそのおそれがある者に対し、当該価格減少行為等を禁止し、又は一定の行為をすることを命ずる保全処分（裁判所が必要があると認める場合にあつ

ては、保全処分及び公示保全処分。(口において同じ。)

(口) 当該価格減少行為等をし、又はそのおそれがある者に対し、譲渡担保動産に対する占有を解いて執行官に引き渡すことを命じ、執行官に譲渡担保動産の保管をさせることを内容とする保全処分

(ハ) (口)の内容に加え、(口)に規定する者に対し、譲渡担保動産の占有の移転を禁止することを命じ、及び当該譲渡担保動産の使用を許すことを内容とする保全処分及び公示保全処分

口 イ口又はハに掲げる保全処分は、次の(イ)又は(口)に掲げる場合のいずれかに該当するときでなければ、命ずることができないものとすること。(第七十五条第二項関係)

(イ) 債務者又は動産譲渡担保権設定者が譲渡担保動産を占有する場合

(ロ) 譲渡担保動産の占有者の占有の権原がイの規定による申立てをした者に対抗することができない場合

ハ 裁判所は、申立人がイの保全処分を命ずる決定の告知を受けた日から一月以内に次の(イ)から(二)までに掲げる事項のいずれかを証する文書又は電磁的記録を提出しないときは、相手方又は

動産譲渡担保権設定者の申立てにより、その決定を取り消さなければならないものとすること。

（第七十五条第三項関係）

（イ） 帰属清算の通知をしたこと。

（ロ） 処分清算譲渡をしたこと。

（ハ） (2)イに規定する引渡命令の申立てをしたこと。

（二） 動産競売の申立てをしたこと。

二 ハ(ハ)又は(二)に掲げる事項を証する文書又は電磁的記録が提出された後に、その申立てが取り下げられ、又は却下された場合には、その文書又は電磁的記録を提出しなかつたものとみなすものとすること。ハ(ハ)の引渡命令又はハ(二)の動産競売による差押えが取り消された場合も、同様とするものとすること。 （第七十五条第四項関係）

亦 裁判所は、譲渡担保動産の占有者に対しイの規定による決定をする場合において、必要があると認めるときは、その者を審尋しなければならないものとすること。 （第七十五条第五項関係）

へ 裁判所がイの規定による決定をするときは、申立人に担保を立てさせることができるものとすること。ただし、イロに掲げる保全処分については、申立人に担保を立てさせなければ、イの規定による決定をしてはならないものとすること。 (第七十五条第六項関係)

ト 事情の変更があつたときは、裁判所は、申立てにより、イの規定による決定を取り消し、又は変更することができるものとすること。 (第七十五条第七項関係)

チ イ、ハ又はトの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとすること。 (第七十五条第八項関係)

リ チの即時抗告（イの申立てについての裁判に対するものに限る。）は、執行停止の効力を有しないものとすること。 (第七十五条第九項関係)

ヌ ハ又はトの規定による決定は、確定しなければその効力を生じないものとすること。 (第七

#### 十五条第十項関係

ル イロ又はハに掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずる決定は、申立人に告知された日から二週間を経過したときは、執行してはならないものとすること。 (第七十五条第十一項関係)

ヲルに規定する決定は、相手方に送達される前であつても、執行することができるものとすること。（第七十五条第十二項関係）

(2) 動産譲渡担保権の実行のための引渡命令

イ 裁判所は、動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があつた場合において、動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするために必要があるときは、当該動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするまでの間、当該動産譲渡担保権者の申立てにより、担保を立てさせて、動産譲渡担保権設定者又は譲渡担保動産の占有者に対し、譲渡担保動産を当該動産譲渡担保権者に引き渡すべき旨を命ずることができるものとすること。ただし、当該動産譲渡担保権者に対抗することができる権原により占有していると認められる者（債務者を除く。）に対しては、この限りでないものとすること。（第七十六条第一項関係）

ロ 裁判所は、イの規定による決定をする場合において、帰属清算金又は処分清算金が生ずるところが見込まれるときは、その担保をも立てさせなければならないものとすること。ただし、イの申立てが譲渡担保動産の占有者に対するものであるときは、この限りでないものとすること

と。（第七十六条第二項関係）

ハ 裁判所は、申立人がイの規定による決定の告知を受けた日から一月以内に次の(イ)から(ハ)までに掲げる事項のいずれかを証する文書又は電磁的記録を提出しないときは、相手方又は動産譲渡担保権設定者の申立てにより、その決定を取り消さなければならないものとすること。（第七

### 七十六条第三項関係

(イ) 帰属清算の通知をしたこと。

(ロ) 処分清算譲渡をしたこと。

(ハ) 動産競売の申立てをしたこと。

ニ ハ(ハ)に掲げる事項を証する文書又は電磁的記録が提出された後に、その申立てが取り下げられ、又は却下された場合には、その文書又は電磁的記録を提出しなかつたものとみなすものとすること。ハ(ハ)の動産競売による差押えが取り消された場合も、同様とするものとすること。

### (第七十六条第四項関係)

ホ 裁判所は、イの規定による決定をする場合には、相手方を審尋しなければならないものとす

ること。（第七十六条第五項関係）

ヘ　イ又はハの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとすること。（第七十六条第六項関係）

ト　イ又はハの規定による決定は、確定しなければその効力を生じないものとすること。（第七

十六条第七項関係）

(3)　後順位の動産譲渡担保権による実行のための保全処分等

後順位の動産譲渡担保権者は、当該後順位の動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権に優先する動産譲渡担保権を有する動産譲渡担保権者（転動産譲渡担保権者が取得した権利を有する者を含む。）の全員の同意を得なければ、(1)イに規定する保全処分又は(2)イに規定する引渡命令の申立てをすることができないものとすること。（第七十七条関係）

(4)　動産譲渡担保権の実行後の引渡命令

イ　裁判所は、帰属清算時又は処分清算時の後、帰属清算の通知若しくは処分清算譲渡をした動産譲渡担保権者又は処分清算譲渡を受けた第三者（以下このイ及びロにおいて「動産譲渡担保

「権者等」という。）の申立てにより、動産譲渡担保権設定者又は譲渡担保動産の占有者に対し、譲渡担保動産を動産譲渡担保権者等に引き渡すべき旨（（1）イロの見積価額が帰属清算時における被担保債権の額を超える場合又は（2）ロロの見積価額が処分清算時における被担保債権の額を超える場合にあつては、それぞれその差額に相当する金銭の支払と引換えに譲渡担保動産を動産譲渡担保権者等に引き渡すべき旨）を命ずることができるものとすること。ただし、動産譲渡担保権者等に対抗することができる権原により占有していると認められる者（債務者を除く。）に対しては、この限りでないものとすること。（第七十八条第一項関係）

ロ 動産譲渡担保権者等は、帰属清算時又は処分清算時から一月を経過したときは、イの申立てをすることができないものとすること。（第七十八条第二項関係）

ハ 裁判所は、イの規定による決定をする場合には、相手方を審尋しなければならないものとすること。（第七十八条第三項関係）

ニ イの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をできるものとすること。（第

ホ イの規定による決定は、確定しなければその効力を生じないものとすること。（第七十八条）

#### 第五項関係

##### (5) 管轄

この(四)に規定する手続に係る事件は、譲渡担保動産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属するものとすること。（第七十九条関係）

##### (6) 任意的口頭弁論

この(四)に規定する手続に係る裁判は、口頭弁論を経ないですることができるものとすること。

##### (第八十条関係)

##### (7) 不服申立て

この(四)に規定する手続に係る裁判につき利害関係を有する者は、この(四)に特別の定めがある場合に限り、当該裁判に対し、即時抗告ができるものとすること。（第八十一条関係）

##### (8) 代理人

イ 民事訴訟法第五十四条第一項の規定により訴訟代理人となることができる者以外の者は、こ

の(四)に規定する手続については、即時抗告に係る手続を除き、裁判所の許可を受けて代理人となることができるものとすること。 (第八十二条第一項関係)

口 裁判所は、いつでもイの許可を取り消すことができるものとすること。 (第八十二条第二項)

関係)

(9)

担保の提供

イ この(四)の規定により担保を立てるには、担保を立てるべき」とを命じた裁判所（以下このイにおいて「発令裁判所」という。）の所在地を管轄する地方裁判所又は(5)に規定する地方裁判所の管轄区域内の供託所に金銭又は発令裁判所が相当と認める有価証券を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならないものとすること。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その契約によるものとすること。 (第八十三条第一項関係)

口 民事訴訟法第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、イの担保について準用するものとすること。 (第八十三条第二項関係)

(10)

非電磁的事件記録の閲覧等

利害関係者は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録の閲覧若しくは謄写、非電磁的事件記録の正本、謄本若しくは抄本の交付又は非電磁的事件記録中の録音テープ若しくはビデオテープの複製を請求することができるものとすること。（第八十四条関係）

(11) 電磁的事件記録の閲覧等

利害関係者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくは電磁的記録の提供の請求をすることができるものとすること。（第八十五条関係）

(12) 事件に関する事項の証明

利害関係者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、事件に関する事項を証明した書面の交付又は電磁的記録の提供の請求をすることができるものとすること。（第八十六条関係）

(13) 執行官保管の保全処分中の売却

(1)イロの保全処分を命ずる決定の執行に係る譲渡担保動産について、著しい価額の減少を生ず

るおそれがあるときは、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、民事執行法の規定による動産執行の売却の手続によりこれを売却し、その売得金を供託しなければならないものとすること。（第八十七条関係）

(14) 占有移転禁止の保全処分等の効力

(1) イハの保全処分及び公示保全処分を命ずる決定の執行がされ、かつ、当該決定の相手方に對して(2)イ又は(4)イに規定する引渡命令が発せられたときは、当該引渡命令の申立てをした動産譲渡担保権者等は、当該引渡命令に基づき、次に掲げる者に對し、譲渡担保動産の引渡しの強制執行ができるものとすること。（第八十八条関係）

- イ 当該決定の執行がされたことを知つて当該譲渡担保動産を占有した者
- ロ 当該決定の執行後に当該執行がされたことを知らないで当該決定の相手方の占有を承継した者

(15) 手続の停止

イ (2)に規定する手続は、次の(イ)又は(ロ)に掲げるいずれかの文書の提出があつたときは、停止し

なければならないものとすること。 (第八十九条第一項関係)

- (イ) (2)に規定する手続の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の謄本又は記録事項証明書
- (ロ) 動産譲渡担保権の実行を一時禁止する裁判の謄本又は記録事項証明書

ロ イの規定に基づき裁判所に(イ)又は(ロ)に規定する裁判に係る記録事項証明書を提出すべき者は、その提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該(イ)又は(ロ)に規定する裁判に係る事件を特定するために必要な情報として最高裁判所規則で定めるものを提供することができるものとすること。この場合において、当該者は、当該記録事項証明書を提出したものとみなすものとすること。 (第八十九条第二項関係)

(16) 民事訴訟法の準用

特別の定めがある場合を除き、この(四)に規定する手続に関しては、その性質に反しない限り、

民事訴訟法第一編から第四編までの規定を準用するものとすること。 (第九十条関係)

(17) 最高裁判所規則

この(四)に定めるもののほか、この(四)に規定する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定

めるものとすること。 (第九十一条関係)

## 2 債権譲渡担保権の実行

### (一) 総則

#### (1) 債権譲渡担保権者による債権の取立て

イ 債権譲渡担保権者は、被担保債権について不履行があつたときは、譲渡担保債権を直接に取り立てることができるものとすること。この場合において、債権譲渡担保権者の受けた利益の価額が被担保債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭を債権譲渡担保権設定者に支払わなければならないものとすること。 (第九十二条第一項関係)

ロ イ後段の場合において、債権譲渡担保権設定者が、債権譲渡担保権当初設定者が有していた譲渡担保債権についての権利の譲渡を受けた者であるとき（債権譲渡担保権者が当該債権譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。）は、債権譲渡担保権者は、当該債権譲渡担保権当初設定者等に対するイ後段の差額に相当する金銭の支払の債務の弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもつて債権譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗することができるも

のとすること。 (第九十二条第二項関係)

(2) 債権譲渡担保権の帰属清算方式又は処分清算方式による実行

1 (一) (1) (ホ及びヘを除く。)、(2) (ヘ及びトを除く。) 及び(6)の規定は、債権譲渡担保権について準用するものとすること。 (第九十三条関係)

(二)

(1) 集合債権譲渡担保権の実行

集合債権譲渡担保権の被担保債権について不履行があつた場合において、集合債権譲渡担保権者が集合債権譲渡担保権設定者に対して特定範囲所属債権について(一)(1)イ前段の規定による取立て、帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしようとする旨を通知したときは、集合債権譲渡担保権設定者は、債権特定範囲に属する債権を取り立てることができないものとすること。ただし、第三債務者にもその旨を通知しなければ、これをもつて第三債務者に対抗することができないものとすること。 (第九十四条関係)

(2) 集合債権譲渡担保権者による超過分の金銭の組入義務等

1(二)(5)の規定は、一1(一)(7)イ若しくはハ、(一)(1)イ前段又は一(2)において準用する1(一)(1)イ若しくは(2)イの規定により集合債権譲渡担保権の被担保債権の全部又は一部が消滅した場合について準用するものとすること。(第九十五条関係)

### 3 その他の財産を目的とする譲渡担保権の実行

(一) その他の財産を目的とする譲渡担保権の実行については、その性質に反しない限り、2の規定を準用するものとすること。(第九十六条第一項関係)

(二) 一の譲渡担保権のうち取引所の相場その他の市場の相場がある商品を目的とするものの帰属清算方式又は処分清算方式による実行については、帰属清算の通知又は処分清算譲渡の時に被担保債権が消滅するものとすること。(第九十六条第二項関係)

### 三 破産手続等における譲渡担保権の取扱い

#### 1 破産手続等における譲渡担保権

(一) 破産手続等における譲渡担保権

(1) 譲渡担保権(破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、か

つ、その権利が破産財団に属するものに限る。）を有する者については、破産法中破産財団に属する財産につき質権を有する者に関する規定（譲渡担保権（動産譲渡担保権を除く。）を有する者にあつては、同法第百八十四条第二項から第四項までの規定を除く。）を適用するものとすること。（第九十七条第一項関係）

(2) 譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属しないものに限る。）を有する者については、破産法中同法第百八条第二項に規定する質権を有する者に関する規定を準用するものとすること。（第九十七条第二項関係）

(3) 譲渡担保権（再生債務者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を有する者については、民事再生法中再生債務者財産につき質権を有する者に関する規定を適用するものとすること。（第九十七条第三項関係）

(4) 譲渡担保権（開始前会社若しくは更生会社又は開始前協同組織金融機関若しくは更生協同組織金融機関が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を

有する者については、会社更生法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下「更生特例法」という。）中開始前会社の財産若しくは更生会社財産又は開始前協同組織金融機関の財産若しくは更生協同組織金融機関財産につき質権を有する者に関する規定を適用するものとすること。（第九十七条第四項関係）

(5) 譲渡担保権（特別清算開始の命令を受けた清算株式会社が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を有する者については、会社法第二編第九章及び第七編第三章第三節中特別清算開始の命令を受けた清算株式会社の財産につき質権を有する者に関する規定（譲渡担保権（動産譲渡担保権を除く。）を有する者にあっては、同法第五百三十八条第二項から第四項までの規定を除く。）を適用するものとすること。（第九十七条第五項関係）

(6) 譲渡担保権（承認援助手続に係る債務者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を有する者については、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律中承認援助手続に係る債務者の財産につき質権を有する者に関する規定を適用するものとする

こと。（第九十七条第六項関係）

(二) 破産手続等における根譲渡担保権

(1) 破産法第百九十六条第三項及び第百九十八条第四項の規定は、根譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属するもので、極度額の定めがあるものに限る。）について準用するものとすること。（第九十八条第一項関係）

(2) 破産法第百九十六条第四項及び第百九十八条第四項の規定は、根譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属しないもので、極度額の定めがあるものに限る。）について準用するものとすること。（第九十八条第二項関係）

(3) 民事再生法第百四十八条第六項及び第七項、第一百六十条第二項、第一百六十五条第二項並びに第一百八十二条ただし書（極度額の定めがない根譲渡担保権にあっては、同法第百四十八条第六項及び第七項）の規定は、根譲渡担保権について準用するものとすること。（第九十八条第三項関

係)

(4) 会社更生法第百四条第七項及び第八項の規定は、根譲渡担保権について準用するものとすると。 (第九十八条第四項関係)

## 2 再生手続における担保権の実行手続の取消命令

(一) 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがなく、かつ、再生債務者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、再生債務者等の申立てにより、担保を立てさせて、二一(二)(1)イの規定による通知、動産特定範囲に属する動産に係る担保権の実行としての競売の手続又は二二(二)(1)本文の規定による通知の取消しを命ずることができるものとすること。ただし、その譲渡担保権によつて担保される債権が再生手続における共益債権又は一般優先債権であるときは、この限りでないものとすること。 (第九十九条第一項関係)

(二) (一)の規定による取消しの命令は、その発令前にされた帰属清算の通知、処分清算譲渡、二二(二)(1)イ前段の規定による取立て又は集合動産譲渡担保権設定者による動産特定範囲に属する動産の処分

の効力を妨げないものとすること。 (第九十九条第二項関係)

(三) 裁判所は、(一)の規定による取消しの命令を発した場合には、速やかに、譲渡担保権者の意見を聴かなければならぬものとすること。ただし、あらかじめ譲渡担保権者の意見を聴いたときは、この限りでないものとすること。 (第九十九条第三項関係)

(四) 裁判所は、(一)の規定による取消しの命令を変更し、又は取り消すことができるものとすること。

(第九十九条第四項関係)

(五) (一)の規定による取消しの命令及び(四)の規定による変更の決定に対しても、譲渡担保権者に限り、即時抗告をすることができるものとすること。 (第九十九条第五項関係)

(六) (五)の即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとすること。 (第九十九条第六項関係)

(七) (五)に規定する裁判及び(五)の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならぬものとすること。 (第九十九条第七項関係)

3 更生手続における担保権の実行手続の取消命令

(一) 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた時から当該申立てについての決定があるまでの間にお

いて、開始前会社又は開始前協同組織金融機関の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、開始前会社、開始前協同組織金融機関等の申立てにより、担保を立てさせて、二一<sup>(1)</sup>イの規定による通知又は二二<sup>(1)</sup>本文の規定による通知の取消しを命ずることができるものとすること。ただし、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限るものとすること。（第一百一条

#### 第一項関係）

（二）（一）の規定による取消しの命令及び一<sup>(4)</sup>の規定により適用する会社更生法第二十四条第六項の規定による取消しの命令（動産特定範囲に属する動産に係る担保権の実行としての競売の手続に係るものに限る。）は、その発令前にされた帰属清算の通知、処分清算譲渡、二二<sup>(1)</sup>イ前段の規定による取立て又は集合動産譲渡担保権設定者による動産特定範囲に属する動産の処分の効力を妨げないものとすること。（第一百一条第二項関係）

（三）裁判所は、（一）の規定による取消しの命令を変更し、又は取り消すことができるものとすること。

#### （第一百一条第三項関係）

（四）（一）の規定による取消しの命令及び（三）の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる

ものとすること。 (第一百一条第四項関係)

(五) (四)の即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとすること。 (第一百一条第五項関係)

(六) (四)に規定する裁判及び(四)の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならないものとすること。 (第一百一条第六項関係)

(七) (一)から(六)までの規定は、更生手続開始の申立てを棄却する決定に對して会社更生法第四十四条第一項の即時抗告があつた場合について準用するものとすること。 (第一百一条第七項関係)

#### 4 承認援助手続における担保権の実行手続の取消命令

(一) 裁判所は、債権者の一般の利益に適合し、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがなく、かつ、承認援助手続の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、債務者（外国管財人がない場合に限る。）又は承認管財人の申立てにより、担保を立てさせて、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、二<sub>1</sub>二<sub>(1)</sub>イの規定による通知、動産特定範囲に属する動産に係る担保権の実行としての競売の手続又は二<sub>2</sub>二<sub>(1)</sub>本文の規定による通知の取消しを命ずることができるものとすること。 (第一百三条第一項関係)

(二) (一)の規定による取消しの命令は、その発令前にされた帰属清算の通知、処分清算譲渡、二二(一)(1)

イ前段の規定による取立て又は集合動産譲渡担保権設定者による動産特定範囲に属する動産の処分の効力を妨げないものとすること。 (第一百三条第二項関係)

(三) 裁判所は、(一)の規定による取消しの命令を発した場合には、速やかに、譲渡担保権者の意見を聴かなければならぬものとすること。ただし、あらかじめ譲渡担保権者の意見を聴いたときは、この限りでないものとすること。 (第一百三条第三項関係)

(四) 裁判所は、(一)の規定による取消しの命令を変更し、又は取り消すことができるものとすること。

(第一百三条第四項関係)

(五) (一)の規定による取消しの命令及び(四)の規定による変更の決定に対しても、譲渡担保権者に限り、即時抗告をすることができるものとすること。 (第一百三条第五項関係)

(六) (五)の即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとすること。 (第一百三条第六項関係)

(七) (五)に規定する裁判及び(五)の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならぬものとすること。 (第一百三条第七項関係)

(八) 外国倒産処理手続の承認の決定を取り消す決定が確定したときは、(一)の規定による取消しの命令は、その効力を失うものとすること。 (第二百三十三条第八項関係)

5

再生手続開始の申立て等を権限の消滅事由とする特約の無効

次に掲げる場合に集合動産譲渡担保権設定者が動産特定範囲に属する動産の処分をすることができますない旨の特約又は次に掲げる場合に集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を取り立てることができない旨の特約は、無効とするものとすること。 (第二百五十三条関係)

(一) 集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者について再生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てがあつたとき。

(二) 集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者に再生手続開始の原因となる事実 (支払不能等が生ずるおそれがある場合又はその者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができない場合のいずれかに該当する事実をいう。第三の二二において同じ。) 又は更生手続開始の原因となる事実 (支払不能等が生ずるおそれがある場合又はその者が弁済期にある債務を弁済することとすれば、その事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合の

いづれかに該当する事実をいう。第三の二二において同じ。) が生じたとき。

## 6 破産手続開始決定等後の集合動産譲渡担保権の効力

集合動産譲渡担保権設定者について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令があつた場合には、二一(二)(1)イの規定による通知があつたものとみなして、二一(二)(1)ロからニまで及びへの規定を適用するものとすること。(第一百六条関係)

## 7 破産手続開始決定等後の集合債権譲渡担保権の効力

(一) 集合債権譲渡担保権設定者について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があつたときは、集合債権譲渡担保権は、その後に発生した債権には及ばないものとすること。(第一百七条第一項関係)

(二) 集合債権譲渡担保権設定者について再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があつたときも、(一)と同様とするものとすること。ただし、集合債権譲渡担保契約に別段の定めがある場合は、この限りでないものとすること。(第一百七条第二項関係)

(三) (一)又は(二)本文に規定する場合には、二二(二)(1)本文の規定による通知があつたものとみなして、二

2(二)(1)の規定を適用するものとすること。 (第一百七条第三項関係)

(四)

(二) ただし書に規定する場合において、集合債権譲渡担保権設定者についての再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定後に一1(一)(7)イ若しくはハ、二2(一)(1)イ前段又は二2(一)(2)において準用する一1(一)(1)イ若しくは(2)イの規定により集合債権譲渡担保権の被担保債権の全部又は一部が消滅したときは、再生債務者である集合債権譲渡担保権設定者若しくは再生手続における管財人又は更生手続における管財人は、次に掲げる債権を弁済するために支出した金額（消滅した被担保債権の額を限度とする。）を集合債権譲渡担保権者から償還させることができるものとすること。この場合において、当該金額の被担保債権は、消滅しなかつたものとみなすものとすること。 (第一百七条第

四項関係)

- (1) 再生手続又は更生手続における共益債権
- (2) 一般優先債権
- (3) 民事再生法第八十五条第五項に基づき弁済をすることの許可を受けた再生債権又は会社更生法第四十七条第五項に基づき弁済をすることの許可を受けた更生債権

(五) 二一(二)(5)の規定は、(四)前段の場合において、集合債権譲渡担保権が複数あるときについて準用するものとすること。（第百七条第五項関係）

#### 8 動産特定範囲に動産を属させる行為に関する否認等

(一) 集合動産譲渡担保権設定者が動産を動産特定範囲に属させた場合において、専ら集合動産譲渡担保権者に弁済を受けさせる目的でしたときは、その動産を目的とする担保の供与があつたものとみなして、破産法第一百六十二条第一項、第二百三十五条第一項、第二百五十二条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第二百六十六条、民事再生法第一百二十七条の三第一項、第一百九十条第五項及び第二百五十六条、会社更生法第八十六条の三第一項及び第二百六十七条並びに更生特例法第五十七条の三第一項、第二百二十三条の三第一項及び第五百五十条の規定を適用するものとすること。

（第一百八条第一項関係）

(二) 集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を発生させた場合において、専ら集合債権譲渡担保権者に弁済を受けさせる目的でしたときは、その債権を目的とする担保の供与があつたものとみなして、破産法第一百六十二条第一項、第二百三十五条第一項、第二百五十二条第一項（第

三号に係る部分に限る。）及び第一百六十六条、民事再生法第百二十七条の三第一項、第百九十条第五項及び第二百五十六条、会社更生法第八十六条の三第一項及び第一百六十七条並びに更生特例法第五十七条の二第一項、第二百二十三条の三第一項及び第五百五十条の規定を適用するものとすること。（第一百八条第二項関係）

### 第三 所有権留保契約

#### 一 動産の所有権の留保の対抗要件

1 所有権留保契約に基づく動産の所有権の留保は、所有権留保動産の留保買主等から留保売主等への引渡し（登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産にあつては、留保売主等を所有者とする登記又は登録）がなければ、第三者に対抗することができないものとすること。（第一百九条第一項関係）

2 1の規定にかかわらず、次に掲げる債務（その利息、違約金、留保所有権の実行の費用及び債務の不履行によつて生じた損害の賠償を含む。）のみを担保するために締結された所有権留保契約に基づく動産の所有権の留保は、所有権留保動産（登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者

に対抗することができない動産を除く。以下この2において同じ。) の引渡しがなくても、第三者に対抗することができるものとすること。 (第百九条第二項関係)

(一) 第一の二一六(一)に規定する所有権留保契約における所有権留保動産の代金の支払債務

(二) 第一の二一六(二)に規定する所有権留保契約における償還債務 (所有権留保動産の代金の支払債務を履行したことによつて生ずるものに限る。)

## 二 再生手続開始の申立て等を解除事由とする特約等の無効

次に掲げる場合に所有権留保契約 (第一の二一六(一)に規定するものに限る。以下この二において同じ。) が解除される旨の特約又は次に掲げる場合に該当することを理由として留保売主等に対し所有権留保契約の解除権を付与する特約は、無効とするものとすること。 (第百十条関係)

1 留保買主等について再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがあつたとき。

2 留保買主等に再生手続開始の原因となる事実又は更生手続開始の原因となる事実が生じたとき。

## 三 譲渡担保契約の規定の準用等

1 第二の一(一)2(一)(4)イ、一(2)(11)、一3及び4並びに二2及び3を除く。) の規定 (動産譲渡担保契約

に係る部分に限る。) は、留保所有権について準用するものとすること。 (第一百十一条第一項関係)

2 第二の一<sub>2</sub>一<sub>(11)</sub>の規定は、留保所有権を譲渡担保契約の目的とする場合について準用するものとすること。 (第一百十一条第一項関係)

3 同一の動産について動産譲渡担保権と留保所有権とが競合する場合においては、これを同一の動産について数個の動産譲渡担保権が互いに競合する場合とみなして、第二の一<sub>1</sub>一<sub>(7)</sub>ハ、第二の一<sub>1</sub>二<sub>(5)</sub>口、第二の一<sub>1</sub>二<sub>(14)</sub>イ、第二の一<sub>2</sub>一<sub>(5)</sub>、第二の一<sub>2</sub>一<sub>(6)</sub>、第二の一<sub>2</sub>一<sub>(7)</sub>口、第二の一<sub>2</sub>一<sub>(9)</sub>口、第二の一<sub>2</sub>二<sub>(2)</sub>口、第二の一<sub>2</sub>一<sub>(3)</sub>イからハまで、第二の一<sub>1</sub>一<sub>(6)</sub>口、第二の一<sub>1</sub>二<sub>(1)</sub>口及びヘ、第二の一<sub>1</sub>二<sub>(2)</sub>、第二の一<sub>1</sub>二<sub>(4)</sub>イ、ホ及びヘ、第二の一<sub>1</sub>二<sub>(5)</sub>、第二の一<sub>1</sub>三<sub>(2)</sub>並びに第二の一<sub>1</sub>四<sub>(3)</sub>の規定を適用するものとすること。 (第一百十一条第三項関係)

#### 第四 罰則

罰則について所要の規定を整備するものとすること。 (第一百十二条関係)

#### 第五 その他

その他所要の規定を整備するものとすること。

## 第六 附則

### 一 施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。 (附則第一条関係)

### 二 経過措置

この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとすること。 (附則第一条から第三十八条まで関係)